

本庁各部(公室)長
各広域本部長
各広域本部地域振興局長
土木部各課長
土木部各出先機関長

} 様

土木部長

建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者及び
監理技術者補佐の取扱いについて(通知)

このことについて、土木部発注工事における技術者の取扱いについては、「主任(監理)技術者及び現場代理人の取扱いについて(平成15年2月27日付土木部長通知、最終改正平成28年9月23日)(以下、「土木部長通知」という。)」により定めているところです。

このたび、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)及び監理技術者を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の配置について、土木部発注工事における取扱いを下記のとおり定め、併せて土木部長通知を別添のとおり改正したので通知します。

記

- 1 特例監理技術者の配置(監理技術者の兼務)が認められる工事の要件
特例監理技術者の配置を行う場合、兼務する全ての工事が以下の(1)～(12)の要件を満たさなければならない。
 - (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件までとすること。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、同一振興局管内、又は振興局を跨ぐ場合には工事箇所相互の間隔が10km程度の近接した工事であること(県内工事に限る)。
 - (6) 単体企業で受注している工事であること。
 - (7) 低入札価格調査対象工事でないこと。
 - (8) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
 - (9) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (10) 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。
 - (11) 県発注工事と国及び県内の市町村が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。

- (1 2) 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること（高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼務を認めない場合がある）。

なお、特例監理技術者の配置を行う場合、これらの要件を満たしていることを確認するため、別記様式を提出しなければならない。

2 入札公告、指名競争入札通知書、及び特記仕様書への記載例

特例監理技術者の配置を認める、又は認めない工事であることの明示を入札公告、指名競争入札通知書、及び特記仕様書に記載する（令和3年（2021年）9月1日以降に行われる公告及びその他の契約の申込みの誘引に係る契約から適用する）。

(1) 入札公告、指名競争入札通知書記載例

●兼務を認めない工事の場合

・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

●兼務を認める工事の場合

・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める。

特例監理技術者の配置を行う場合には、「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて（通知）（令和3年（2021年）8月23日付け監第377号）」の1.に記載されている要件を満たさなければならない。

(2) 特記仕様書記載例

●兼務を認めない工事の場合

・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

●兼務を認める工事の場合

・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める。

特例監理技術者の配置を行う場合には、「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて（通知）（令和3年（2021年）8月23日付け監第377号）」の1.に記載されている要件を満たさなければならない。

・本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

- 3 特例監理技術者の配置を行う場合に必要な提出書類等
特例監理者の配置を行う場合には落札決定後、各要件を確認するために以下の資料を提出しなければならない（(12)を除く）。

要件（1）

監理技術者補佐を専任で配置すること。

【提出書類】

監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）。

要件（2）

監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

【提出書類】

（1）の提出書類に同じ

要件（3）

監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【提出書類】

監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し）。

要件（4）

同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとすること。

【提出書類】

特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等

要件（5）

特例監理技術者が兼務できる工事は、同一振興局管内、又は振興局を跨ぐ場合には工事箇所相互の間隔が10km程度の近接した工事であること（県内工事に限る）。

【提出書類】

施工箇所及び工事概要が分かる仕様書、図面（位置図、設計平面図等）及び工事箇所相互の距離が記載された位置図（様式自由）等要件を満たすことが確認できる資料

要件（6）

単体企業で受注している工事であること。

【提出書類】

特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等

要件（7）

低入札価格調査対象工事でないこと。

【提出書類】

当該他発注工事が低入札価格調査対象工事でないことが分かる書類（工事協議簿等の写し）

要件（8）

特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

要件（9）

特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

要件（10）

監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。

【提出書類】

(8)～(10)について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類(任意様式)
要件(11)

県発注工事と国及び県内の市町村が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。

【提出書類】

当該他発注工事の発注者が県発注工事との兼務を承認していることが分かる書類
(工事協議簿等の写し)

要件(12)

特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること。

【提出書類】

(12)なし。

4. 適用

令和3年(2021年)9月1日時点で入札契約手続き中、若しくは稼働中の工事、及び9月1日以降に行われる公告及びその他の契約の申込みの誘引に係る契約から適用する。

5. 参考資料

本通知にあたっての各種制度概要

【① 監理技術者制度について(法第二十六条第一項及び第二項、令第二条)】

建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が四千万円(建築一式工事の場合は六千万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。

【② 特例監理技術者制度について(法第二十六条第三項ただし書)】

監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合(監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合)には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならない。

【③ 監理技術者補佐になるために必要な資格等】

主任技術者の資格を有する者(法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者)のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

監理課建設業班

担当 鍋田

電話：096-333-2485(内線6020)

F A X：096-381-5404

(別記様式) (特例監理技術者の配置を認める場合)

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

【工事名：〇〇地区道路改良工事】

(〇〇建設(株))

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している。
<input type="checkbox"/>	(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
<input type="checkbox"/>	(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
<input type="checkbox"/>	(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、当該工事を含め同時に2件までとすること。
<input type="checkbox"/>	(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、同一振興局管内、又は振興局を跨ぐ場合には工事箇所相互の間隔が10km程度の近接した工事であること(県内工事に限る)。
<input type="checkbox"/>	(6) 単体企業で受注している工事であること。
<input type="checkbox"/>	(7) 低入札価格調査対象工事でないこと。
<input type="checkbox"/>	(8) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
<input type="checkbox"/>	(9) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
<input type="checkbox"/>	(10) 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。
<input type="checkbox"/>	(11) 県発注工事と国及び県内の市町村が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。
<input type="checkbox"/>	(12) 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしていること。

※レまたは■を記載すること

※入札時点で特例監理技術者の配置を検討している場合、競争参加資格確認申請時は本様式のみ提出(各要件を確認するための提出書類の添付は不要)とし、各要件を確認するための提出書類は落札決定後に提出すること。

※契約後、特例監理技術者の配置を行う場合には、本様式と各要件を確認するための提出書類を併せて提出すること。

<各要件を確認するための提出書類>

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

【提出書類】

監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）。

- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

【提出書類】

(1) の提出書類に同じ

- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【提出書類】

監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し）

- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとすること。

【提出書類】

特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等

- (5) 同一振興局管内、又は振興局を跨ぐ場合には工事箇所相互の間隔が10km程度の近接した工事であること（県内工事に限る）。

【提出書類】

施工箇所及び工事概要が分かる仕様書、図面（位置図、設計平面図等）及び工事箇所相互の距離が記載された位置図（様式自由）等要件を満たすことが確認できる資料

- (6) 単体企業で受注している工事であること。

【提出書類】

特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等

- (7) 低入札価格調査対象工事でないこと。

【提出書類】

当該他発注工事が低入札価格調査対象工事でないことが分かる書類（工事協議簿等の写し）

- (8) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

- (9) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

- (10) 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。

【提出書類】

(8)～(10)について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）。

- (11) 県発注工事と国及び県内の市町村が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について了承していること。

【提出書類】

当該他発注工事の発注者が県発注工事との兼務を承認していることが分かる書類（工事協議簿等の写し）

- (12) 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること（高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼務を認めない場合がある）。

【提出書類】

なし。